

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

「兵庫県建築基準条例及びその解説」の改定及び建築基準法施行令の改正に伴う建築基準条例の規定の適用について（通知）

建築基準条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第18号）が平成31年3月19日に公布され、このことを同日付け建指第2020号-4により通知したところですが、この条例の改正に伴い、「兵庫県建築基準条例及びその解説」を改定しましたので、通知します。

また、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第29号）により、改正前の建築基準法施行令（以下「政令」という。）第109条の2の2、第110条第1号、第129条の2の3第1項第1号口及び第136条の2の規定（以下「政令第109条の2の2等の規定」という。）が改正されたところですが、政令第109条の2の2等の規定に係る建築基準条例の規定の適用に当たっては、この条例を改正するまでの間、下の表により政令第109条の2の2等の規定に相当する改正後の政令の規定を適用してください。

なお、これにより、適用される基準に変更はありません。

表

建築基準条例の条項等	建築基準条例の規定 (政令等は改正前の規定)	左記に相当する規定 (政令等は改正後の規定)
・第3条 ・第16条 ・第17条の2 第1号	法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間 ^{※1} が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物 ^{※2} を除く。）	法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物
・第15条 ・第24条 第3号	政令第129条の2の3第1項第1号口に掲げる基準に適合する準耐火構造	準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、一時間準耐火基準 ^{※3} に適合するものに限る。）
・第17条の2 第2号	法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物 ^{※2} を除く。）	法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）
・第25条	政令第136条の2に定める基準に適合する	防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）の第4第1号イに定める構造方法である

※1 改正前の政令第110条第1号に規定する特定避難時間

※2 改正前の政令第109条の2の2に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物

※3 改正後の政令第112条第2項に規定する一時間準耐火基準